

## 日常の火災予防の担当者と日常の注意事項

別表1

防火管理者 役職・氏名 _____		担 当 者 の 任 務			
防火担当責任者		火元責任者		防火管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該施設の防火管理業務の総括責任者</li> <li>・防火担当責任者と火元責任者に対し指導監督を行う。</li> </ul>
担当区域	氏 名	担当区域	氏 名	防火担当責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当区域の火災予防について責任を持つとともに、火元責任者に対し指導監督を行う。</li> <li>・防火管理者の補佐を行う。</li> </ul>
				火元責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当区域の火災について、「自主検査チェック表」などに基つきチェックし、防火管理者に報告する。</li> </ul>
従 業 員 等 の 注 意 事 項					
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消火器、屋内消火栓などが設置してある場所や階段、通路、出入口などの周囲には、物品を置かないこと。</li> <li>2 防火戸の付近には、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。</li> <li>3 火気設備器具の周辺は、よく整理整頓して、燃えるものを接して置かないこと。</li> <li>4 休憩室、事務室などから最後に出る人は、必ず火の始末をすること。</li> <li>5 従業員、職員等の喫煙は、指定された場所で行い、必ず吸殻入れを用いて喫煙すること。</li> <li>6 死角となる廊下、階段室、トイレなどに燃えるものを置かないこと。</li> <li>7 危険物品等を使用するときは、防火管理者の承認を得ること。</li> <li>8 異常事態が発生したときは、必ず防火管理者に報告すること。</li> <li>9 喫煙場所などの吸殻入れ、通路のゴミ入れを確認するほか、吸殻は不燃性の蓋付き水入り容器に入れるなどして処分すること。</li> <li>10 建物内外の整理整頓を行い、ゴミやダンボール箱など燃えやすいものは、決められた時間以外は、外に出さないこと。</li> <li>11 電気、ガスなどの火気設備器具のスイッチを切り、各室の安全を確かめた後に施錠すること。</li> <li>12 火元責任者は、担当区域の火気の状況を責任を持って管理すること。</li> <li>13 その他</li> </ol>					
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/>					

